

募集要項等に関する回答書

令和 8 年 9 月 7 日

項 目	(募集要項等のページ及び項目) テナント出店者募集要項の 5 の (1) について
回答項目	現在、上記住所に在住しておりますが、その場合テナント募集は無理でしょうか？応募の時点で今帰仁村に住民登録が無ければ募集は受け付けてもらえないでしょうか。 また、繰り返しの確認ですが、候補者に選定されてからの住民登録というかたちでの募集は、可能でしょうか。 回答 令和 9 年度古宇利島観光拠点施設内テナント出店者募集要項の規定に基づきますと、応募の時点で今帰仁村内に住民登録がある個人、または村内に事業所を有する法人・団体であることが応募の必須条件となります。 誠に恐れ入りますが、募集要項の記載に則り、候補者に選定されてからの住民登録という形でのご応募は認められておりません。 何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。